

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 11 月 2 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700100号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700018号

第1 結論

平成13年1月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年1月から同年8月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料については、毎月定期的にA市内かB県内の金融機関、郵便局又はA市役所で納付書に現金(1万3,300円)を添えて納付したと主張しているが、具体的な金融機関名及び郵便局名を記憶していない上、A市役所の担当者は、納付事実を確認できる資料については保存していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認することができない。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700107号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700019号

第1 結論

昭和49年1月から同年3月までの請求期間及び昭和50年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から昭和53年3月まで

私は、請求期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、A市B地区又は同市C地区に居住していた期間には最寄りの郵便局で、同市D町に居住していた期間にはE銀行F支店で、それぞれ納付していたはずである。請求期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年9月11日に社会保険事務所（当時）からG市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格記録から、同市において同年9月頃に払い出されたことが推認でき、請求者の国民年金の加入手続についても同時期に行われたものと考えられることから、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②のうち、A市B地区又は同市C地区に居住していた期間の国民年金保険料については、最寄りの郵便局で納付していたと主張しているところ、A市は、当時、郵便局は同市指定の金融機関ではなかったため、同市作成の納付書により保険料を納付することはできないと回答していることから、社会保険事務所作成の納付書により遡って保険料を納付することとなるが、請求者は、当該期間の保険料については、どこから送付されてきた納付書で、いつ納付したかまでは覚えていないと陳述しており、保険料納付に関する記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間②のうち、A市D町に居住していた期間にはE銀行F支店で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、E銀行は、保険料の納付記録については保存期

間(10年間)経過により保管していない旨回答していることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者に係る社会保険事務所で作成された国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、請求期間①及び②は、いずれも国民年金保険料が未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。